



<http://www.kikokusha.com/>
<http://d.hatena.ne.jp/kikokusha-nisshi/>

目次

- ◆2021 年度 三鷹市中国残留邦人等地域生活支援事業 講演会
「中国残留日本人」二世の人生が問いかけること
—支援法から取り残された中国帰国者たち— 1
◇2021 年度 三鷹市中国残留日本孤児等地区生活援助事業項目
講演会 透视中国残留孤児二世の人生 8
- ◆福山市で「中国残留邦人問題」シンポジウム開催
地元の会と交流 14
- ◆広島へ行ってきました。
実験台広島原爆公園でなく平和祈念！！ 15
- ◆国連自由権規約委員会へ勧告案を提出 16
- ◆三鷹市円卓会議報告 17
- ◆書評二題
『海を渡り、そしてまた 海を渡った』 18
『千島写真集 中国残留婦人—家族—』 19
- ◆◆お知らせ 19
- ◆事務局から 20

2021 年度 三鷹市中国残留邦人等地域生活支援事業 講演会 「中国残留日本人」二世の人生が問いかけること —支援法から取り残された中国帰国者たち—

講師：浅野慎一さん

2022年3月、神戸大学大学院教授(当時。現在は摂南大学特任教授)で「中国『残留日本人孤児』を支援する兵庫の会」代表世話人の浅野慎一さんの講演会を開催しました。講演の内容をお伝え致します。

■公式統計もない二世—その多様性の背景を

「中国残留日本人」とは、1945年の日本敗戦時に中国に取り残され、1972年の日中国交正常化以降まで日本への帰国を果たせなかった日本人です。その二世は、両親のどちらか一方を「中国残留日本人」として戦後の中国で生まれ、1972年以降、多くが一世(両親)とともに日本に永住帰国してきました。

二世の総数は分かりません。なぜなら、まず「中国残留日本人」一世の人数が分からないからです。日本政府は一応、約7000人弱の一世を認定しています。認定されないまま中国で亡くなったり、今も認定されていない一世もたくさんいます。日本政府は二世の人数を把握せず、公式統計もありません。一応の目安として、一人の一世に平均4人の子供がいると仮定すれば、二世は少なくとも2万8000

人以上いることになります。

二世の大きな特徴は、その極端な多様性です。年齢も30歳代から70歳代まで、学歴、職歴、国籍、日本語や中国語の能力も様々です。そこで、二世全体に共通する問題は見えづらく、たとえ問題があっても、単なる「個人差・自己責任」と見なされてしまいがちです。「中国残留日本人」問題に詳しい人でも、たまたま自分が出会った二世だけをもとに一面的な「二世」のイメージを抱いてしまいがちです。

だから二世を理解するには、その多様性、および多様性を生み出した原因・背景を正しく認識しなければなりません。本日、私がお話しすることはすべて、71名の二世へのインタビュー調査の結果に基づきます。

■日本への永住帰国① 一世への帰国制限

二世が日本へ帰国した年次・年齢は極めて多様です。本人の意思とは無関係に、日本政府の帰国制限政策によって決められました。

まず、日本政府は一世の帰国も厳しく制限しました。1972年の日中国交正常化を機に、日本政府は中国に残された一世の国籍を、本人の意思も聞かず一方的・一律に中国国籍とみなす措置をとりました。これにより一世は、日本人として帰国する道を奪われました。また、日本政府は、一世の日本への帰国に、日本の肉親による身元保証を求めました。そのため、肉親が未判明、または肉親の身元保証が得られない一世は日本に帰国できなくなりました。こうした帰国制限政策は国内外から厳しい批判を受け、少しずつ緩和されましたが、1994～1995年まで続き、一世の帰国は大幅に遅れました。ある二世は、こう語ります。「父(残留孤児)は1974年には日本の肉親と連絡がとれた。父は一日も早く帰国したかったが、肉親が身元保証人になってくれず、その後も手続きに手間取り、21年後の1995年まで帰国できなかった。日本領事館の職員は、書類不足を理由に手続きを拒否するが、どんな書類が不足しているかは教えてくれない。日本の肉親と連絡しながら書類を揃えたが、当時、国際電話は高く、1分で68元かかった。月給が110元の時代だ。手続きには莫大なお金がかかり、親戚・知人中から借金した」。

■日本への永住帰国② 二世への帰国制限

日本政府は二世に対して、一層厳しく帰国を制限しました。一世が帰国する時、20歳未満で未婚の二世にのみ、国費での同伴帰国を許可したのです。20歳以上・既婚の二世は、まず一世が先に帰国して、日本で身元引受人や渡航費を確保して呼び寄せなければ帰国できませんでした。先に帰国した一世はほとんどが日本での貧弱な公的支援のもと、貧しい生活を強いられ、自ら身元引受人になれませんでした。他の日本人に身元引受人を依頼するのも容易ではありませんでした。それで二世、特に年長の二世の帰国は、一世よりますます遅れました。ある二世は、こう語ります。

「一番下の弟だけが父(残留孤児)と国費で同伴帰国し、私達は皆20歳以上だったので私費帰国だ。私達は身元引受人が確保できず、父の帰国より10年以上も遅れた。弟が、ある日本人に1人5万円、一家6人30万円で私達の身元引受人を頼み、渡航費も借金してやっと帰国できた。私は54歳で帰国後、2年間かけて身元引受人が経営する工場で働き、30万円を給料から天引きされた。なぜ日本政府は、残留孤児の子供の帰国を国費と私費に分けたのか」。

■二世の帰国の特徴

二世の帰国は、いわゆるニューカマーの外国人の「来日」とは色々な意味で違います。

第1に、二世の帰国は、高齢の一世の日本帰国が前提で、また最大の動機でもあります。一部の二世には、望まざる帰国も見られます。例えば帰国時、中学生だったある二世は「友達と別れるのが嫌で日本に行きたくなかったが、自分の意見を聞かれることもなく、親が勝手に決めた」と語ります。ある二世は「帰国はとても悩んだ。日本では言葉もできず、いい仕事につくのも難しいだろう。中国での安定した生活を捨て、日本でゼロからやるのが本当に良いことか。夫は『日本に行くなら離婚する』と言った。でも先に帰国した母(残留孤児)が日本で病気になり、何度も夫婦で話し合い日本への帰国を決断した」と言います。

第2に、二世自身、帰国時の年齢が10歳から64歳と極めて多様で、しかも40歳以上の中高年が4割と大きな位置を占めます。中高年が多い理由は日本政府の帰国制限政策によって帰国が大幅に遅れたからです。ある二世は「私達帰国者の問題はどこから生まれたのか。残留孤児や残留婦人の帰国が遅れたのは日本政府の責任だ。だから私達の帰国も遅れた。しかも帰国時、私達は帰国者として特別のビザで来た。私達を特別の資格で受け入れる以上、政府はこの問題を正視すべきだ」と語ります。

第3に、二世は、出身国の中国に生活基盤を残さず、家族を同伴し日本に定住するために帰国しました。日本でお金を稼いで、出身

国の家族に送金しようとする姿勢は希薄です。

このような二世の帰国の特徴は、帰国後の日本での生活にも一定の影響を与えました。

■帰国後の生活実態①「若年帰国者」

次に、日本に帰国後の二世の生活実態を見ていきましょう。ここでもまた、帰国年次・帰国時の年齢によって大きな違いがあります。

まず、「若年帰国者」です。彼・彼女たちは10歳～21歳と比較的若く、1989年以前と比較的早い時期に帰国できました。二世全体の中では2割以下と少ないと思われます。多くは「残留孤児」の二世で、一世と同伴・国費で帰国し、帰国時は未婚でした。現在、だいたい30歳代から50歳位です。「若年帰国者」の日本での生活は、二世全体の中では比較的にですが、安定しています。帰国直後に短期間ですが公的な日本語教育を受け、その後、15歳以下だった人を中心に日本の学校に通いました。ごく一部ですが、大学や大学院に進学した人もいます。日本語、特に会話はあまり不自由がなく、帰国直後に日本国籍を取った人も比較的多いです。中国語や日本でとった資格を生かし、貿易や通訳、専門職・事務職の正規雇用の仕事についた人も少なくありません。日本人の友達もいて、日本語と中国語のバイリンガルであることを生かし、地域の多文化活動のリーダーになった人もいます。

こうした「若年帰国者」も同世代の日本生まれの日本人と比べれば、様々なハンディを抱えています。日本の学校でいじめに会い、日本語での勉強にも特別の苦勞をしました。帰国時16歳以上だった人は高校への入学・進学も困難でした。「若年帰国者」の最終学歴は約4割が中学卒で、同世代の日本人に比べて極端に低いです。大多数が単純労働・非正規雇用の仕事を経験し、最初は正規雇用で就職しても、職場で文化の違いや差別にぶつかり、倒産や解雇にも遭い、非正規雇用に移職したり、失業した人が多いです。例えば、こんな言葉が聞かれます。「日本の小学校に2学年下げて編入したが、言葉が分からず、授業がさっぱり分からなかった。小中学校では

『中国人』といじめられた。同級生に殴られて前歯が折れたり、無視もされた。私は当時、日本語がまだ達者でなく、怖くて恥ずかしくて喧嘩もできず、何も気づかないふりをして耐えた。中国ではたくさん友達がいたのにと憂鬱だった。中学卒業後、夜間高校に進んだが中退して、職を転々とした。今は厨房の補助作業の非正規雇用だが、日本人より余計に仕事をさせられたり、いじめられたりは日常茶飯事だ。低賃金で生活が苦しい」。

「若年帰国者」は日本での生活が長い分、日本で差別された経験も多いです。その一方、中国在住の中国人とも文化の違い・違和感を感じ、「自分はいったい何人なのか」という心理的葛藤を抱えています。結婚相手が見つかりにくいとの悩みもよく聞かれました。例えば、「日本人との間には距離があり、深く付き合えない。でも中国に住む中国人との間にも距離があり、私のような人間は『進退両難』だ。私は2度、日本人女性と交際したが、結婚話が出ると、相手の親に抵抗があるようで2人とも去って行った。すごくショックだった」などです。実際には中国に住む中国人と見合いで結婚したケースが多いです。

総じていえば「若年帰国者」は、二世の中では比較的安定した生活をしていますが、同世代の日本生まれの日本人と比べれば大きなハンディを抱え、厳しい生活を余儀なくされています。また日本と中国の複数文化をもちつつも、それを十分に生かせず、社会的・心理的な疎外感に悩んでいました。

■帰国後の生活実態②「中高年帰国者」

次は、「中高年帰国者」です。彼・彼女達は、22歳以上、1990年以降になるまで帰国できませんでした。この人たちが二世全体の8割以上と多数を占めます。多くは、一世が先に帰国し、日本人の身元引受人を確保して、後から私費で呼び寄せられました。帰国時、すでに既婚で配偶者や子供と一緒に日本に来ました。現在、主に50歳代から70歳代です。

「中高年帰国者」の多くは私費帰国ですので、日本で公的な日本語教育も受けられず、帰国直後から生きるために単純労働の非正

規雇用で働くしかありませんでした。労働条件は非常に劣悪で、労働災害も頻発しています。「コンクリート工場で薬品が目に入り、目玉の一部が白濁してしまった。夫も同じ工場で失明した。会社は何も補償してくれない。法律もわからず日本語もできないので、自分で治療費を払って通院した」、「鉄工場で薬品に触れ、命にかかわるほどだったが、会社からは何の賠償もなかった。今も何か変な匂いがすると、身体が激しく反応する」などです。

帰国のために必要な身元引受人が経営する工場で働いた人も多く見られますが、そこでの労働条件は特に苛酷で、事実上、転職の自由もありませんでした。「帰国直後から、身元引受人が経営する工場で働いた。私は一家3人分の身元引受料として、毎月13万5000円を1年間、社長に払い続けた。社長は自分の古い住宅に、頭金20万円、家賃6万5000円で私達を住ませた。私の給料は月280時間で14万円、夫は月300時間以上働いて19万円だ。職場でのケガは日常茶飯事だが、日本語ができないので病院にも行かず、我慢している」などです。

「中高年帰国者」は、比較的早く国費で帰国できた「若年帰国者」との待遇の違い・政府の支援策の違いに不満をもっています。例えば、「同じ二世なのに、国費帰国者は日本語教育や職業教育の支援があり、私達のような私費帰国者には何の支援もなかった。私費の方が高齢で帰国したのに、日本語もできないまま生活のためにすぐ働きに出なければならなかった。私も、もっと若い時に帰国を許可され、日本語教育と職業訓練を受けていたら、別の人生が送れただろう。両親(一世)と国費で同伴帰国できた妹は、日本の学校に通え、今は正規雇用で働いている。日本語も私よりずっと上手だ。日本政府は、なぜ二世の中にこんな格差・差別を作り出したのか」などです。

■帰国後の生活実態③

「中高年帰国者」のうち「中年帰国者」

「中高年帰国者」は更に2つの世代に区分できます。一つは「中年帰国者」で、22～39歳、主に1990～1995年以前に帰国しました。

現在、50歳代～60歳代前半で、二世全体の約4割を占めると考えられます。一部には不熟練労働・非正規雇用の仕事から、技能工などの正規雇用・自営の仕事に転職できた人もいて、日本語も独学である程度、身につけました。それでもやはり大多数は不熟練労働の非正規雇用の職場を転々とし、「若年帰国者」に比べて一層低所得で「生活が苦しい」と感じています。日本語も約4割が日常生活にも不自由です。

「中年帰国者」の職場では、露骨な差別が特に頻繁に見られました。例えば、「食堂の職場で毎日、他の日本人と同じように皿を洗っているのに、私だけ『きちんと洗えていない。怠けるな、中国人』と怒られた。慣れない日本語で『それは私が洗った皿ではない』と言うと、『黙れ!』とものと怒り出す。それ以来、私は何を聞かれても『わからん』と返事をするようになった。すると『わからんさん』というあだ名で呼ばれるようになった。今の野菜加工の職場でも、同僚の日本人に『冷蔵庫から野菜を取って来い』と言われたが、私は別の仕事があり、行けなかった。すると同僚は怒りだし、『こら中国人、言うことを聞かないなら中国に帰れ』と怒鳴り、野菜屑を私に投げつけてきた。私達はどこにいても、いじめから逃れられない。日本では人権とか多文化共生とか言うが、それは口先だけの奇麗事だ」などです。

そして「中年帰国者」は今もなお劣悪な労働条件の下で、時には身体を壊しながら通院もせず、働き続けています。「プラスチック成型工場で運搬工をしているが腰痛になり、指の形も変形した。医師に『今の仕事をやめなさい。これ以上続けると取り返しがつかなくなる』と言われた。去年、全然歩けなくなったが、手術を受けてやっと歩けるようになったが、仕事をしなければ生活できないので、今もその仕事を続けている。仕事が休めないので通院もしていない」などです。

ある「若年帰国者」の二世は、「中年帰国者」である兄の深刻な状況を、こう語ります。「兄は、鉄工所で働いたが仕事がきつく、給料も月10万円しかなかった。日本での生活が苦しいこともあり、離婚してしまった。それ

で兄は日本が嫌になり、中国に帰り、中国籍に戻りたいと申請したが、許可されなかった。兄はどうしても日本に戻りたくなくて中国で超過滞在になり、強制退去で戻ってきた。その後、兄は何度も自殺未遂をした」。

そして「中年帰国者」の過半数は帰国後、日本国籍を取りましたが、希望しつつ取れていない人もいます。例えば、「日本国籍に入りたいが無理だ。『日本語ができなければ手続きできない』と言われた。それに帰化の手続きには、いろんな書類が必要で、とてもややこしい。中国の役所に行かねば書類がそろえられず、中国の役所の手続きはすごく時間がかかる。私達は仕事をしなければ生きていけないから、長期間、中国には行けない。中国に行くお金もない。25年も日本に住み、税金も納めてきたのに選挙権がないのは納得できない」などです。

総じて「中年帰国者」は「若年帰国者」のような心理的・文化的な葛藤以前に、どうやって食べていくかという現実的な生活苦や重労働、将来の生活不安に悩んでいます。日本に来てからの年金納付期間が足りませんから、定年退職しても年金は夫婦あわせて月5～10万円あればいい方です。そこで年金だけでは生活できず、現状のまま推移すれば、ほとんどの「中年帰国者」は、定年退職後は生活保護以外に生活の術を失って行くと思われま

■帰国後の生活実態④

「中高年帰国者」のうち「高齢帰国者」

さてもう一つのタイプは「高齢帰国者」で、40歳以上、1996年以降と最も帰国が遅れました。現在、既に60歳代・70歳代です。「残留婦人」の二世が中心で、二世全体の約半数を占めると思われます。彼・彼女達は、日本での就職が最も困難で、一部は就職できませんでしたが、就職できた場合も不熟練労働・非正規雇用の仕事に限定されていました。「高齢帰国者」は、既に60歳代・70歳代ですから、定年・倒産・解雇・病気等で仕事を続けるのは困難です。また「中年帰国者」より一層、日本での年金納付期間が足りず、夫婦併せて月に1万～3万円、またはそれ以下の年金しか

ありません。そこでほとんどが生活保護を申請しますが、そこにもいろんな問題があります。

一つは、たとえ60歳代・70歳代でも生活保護支給が認められず、実際には生活保護水準以下の生活をしている人も少なくありません。「今67歳だが、まだ働かねばならない。生活保護を何度、申請しても『自立しろ』と言われるばかりだ。年金は月1万円しかなく、月給6万円でどうしようもない。妻も63歳でまだ働いている。私が日本に帰国できたのは50歳近くだった。その後、十数年間、私はまちがいなく頑張ってきた。身元引受人や自立指導員から『自立しろ、自立しろ』と言われ、病気だったにもかかわらず体を壊してまで働き続けてきた。でも、もう限界だ。これは私のやる気の問題ではなく、私達のような高齢の二世はどんなに頑張っても老後、年金で暮らすことはできない」との声も聞かれます。

二つ目に、「高齢帰国者」は、たとえ生活保護の受給を認められても、そこで始まるのは、夫婦二人で月10～14万円の貧しい生活で、支出や外出の自由も束縛されます。「2カ月に一度、市役所の職員に『働きなさい、節約しろ』と言われ、自立指導員にも『生活保護は国民の税金だ。自立しないのは恥だ』と言われ続けている。気が滅入り、鬱病になった。1日2時間しか眠れず、時には自殺すら考えた。私だって仕事ができれば、したい。でも高齢で病気の母（残留婦人）の介護をしている61歳の病気の私が、どうやって就職できるのか。家具といえるようなものはすべてゴミ捨て場から拾ってきている私が、これ以上、何を節約できるのか」といった声が聞かれます。

「高齢帰国者」は配偶者ともども、ほとんどが中国国籍のままですが、生活保護を受けると中国に行くのも厳しく制限されます。

「夫の弟が重病になり、見舞いに行きたいが、生活保護を受けているので行けない。別の兄弟の葬儀で一度、訪中したが、その間の生活保護費を後で減額され、すごく困った。役所に『葬儀のためだ』と言っても、『生活保護受給者の海外渡航は認められない』と怒

られた。中国で何十年も暮らし、親戚もたくさんいるのだから、見舞いや法事、墓参で訪中するのは当然ではないか」などです。

そして「高齢帰国者」は高齢で多くの病気を抱えています、日本語がほとんどできず、通院・介護にも大きな困難を抱えています。言葉も通じない中、孤立した老老介護も蔓延しています。「病状を医師に説明できず、医師の説明も全く分からない。通院する時は娘（三世）に休暇を取ってもらうが、娘も仕事に行かねば生きてはいけないから、なかなか頼めない。市役所で通訳を頼むと、『私費帰国者は通訳を利用できない』と断られた」、「私達は夫婦とも高齢で障害もあるから、団地の敷地外に出たことはほとんどない。外に行って迷ったら、言葉ができないから道をたずねられず、帰って来られない」、「夫は友達もできず、精神的におかしくなっている。たとえば一人で家にいると恐怖感に襲われたり、毎日ずっと同じドラマのDVDを見続け、異常な雰囲気だ。夫が日本で1年間に喋った量は、中国で1日に喋った量より少ない。これではおかしくなる」といった声が聞かれます。

総じて「高齢帰国者」は、かつての一世（「残留孤児」）とほとんど同じ、またはそれより一層深刻な苦難の生活を余儀なくされているといえるでしょう。

■「二世問題」を生み出したもの

以上のように、「中国残留日本人」二世は、帰国の年齢や年次によって異なる形で、いずれも日本生まれの日本人にはない固有の苦難に直面しています。これは、1972年以降の日本政府による帰国制限、および帰国後の貧弱な自立支援政策が生み出した苦難です。

このことは、3つのことを意味しています。

まず第1に、「中国残留日本人」一世・二世の苦難は過去の「戦争被害」の残滓ではありません。戦後の民主権・民主主義の下で日本政府の政策が創り出した被害です。戦後の主権者である日本国民は、この歴史的事実の重みを深く自覚する必要があります。

第2に、戦後の日本政府の帰国制限、およ

び貧弱な自立支援政策の被害者という点で、一世と二世は何ら違いがなく、同じです。二世が抱える苦難は、一世のそれと同じ帰国の遅れ、つまり人生の途中から日本社会に参入したことに基づきます。一世より二世の帰国制限が一層厳しく、自立支援も貧弱だったことをふまえれば、二世、特に「中高年帰国者」の被害は一世以上に深刻とも言えます。一世は、2001年、日本政府の責任を追及して国家賠償訴訟に立ち上がり、新たな支援策を獲得しました。①生活保護とは異なる支援給付金制度、②日本語学習・交流事業、③支援・相談員の設置などです。これらの支援策はいろんな問題・不十分さを残していますが、それでも一世の生活は、それ以前に比べれば明らかに改善されました。しかしこうした新たな支援策は二世には一切適用されません。「二世問題」は全く未解決のまま、今も続いています。

第3に、二世の中での多様性は、帰国した年齢・年次によって、つまり日本政府の選別的な帰国制限政策によって大枠で規定されています。二世の多様性は、個々人の能力・努力や自己責任、単なる偶然や運の良し悪しによるものではありません。二世を様々に分断し、二世全体に共通する「二世問題」を見えづらくしたのは、日本政府による帰国制限、および帰国後の自立支援政策の貧弱さと私費帰国者への不適用です。

■「二世問題」の解決に向けて

しかし、こうした中でも二世は今、様々な取り組みを進めています。まず、全国各地に「帰国者の会」や「二世の会」を結成し、公的支援を求めつつあります。「『中国残留邦人支援法』を改正して、二世の支援策を充実してほしい。年金・雇用・教育等、今のままで良いと考えている二世は、私の知る限りではない。皆、困っている。政府は、二世が好き勝手に来日したと考えず、日本政府が生み出した『中国残留日本人』問題の一環と捉えてほしい。『中国残留日本人』は日本政府の責任で帰国が遅れ、そのために二世も人生の半ばで日本に来て苦勞するしかなかった。二世を単なる困窮者・怠け者と見下さず、どう

すれば日本で生きて行けるのか考えてほしい」、「二世には公的支援は一切なかった。なぜ一世と同じに扱われないのか。日本政府が一世の帰国を大幅に遅らせたから、私達二世の帰国も遅くなってしまった。そのため私達は日本の義務教育も受けられず、年金加入期間も短く、老後、年金で生活できなくなった。これらは二世個人の責任ではない。日本政府の責任だ。二世問題は日本政府の責任で解決すべきだ。私は1946年生まれで、年齢も人生体験も、『中国残留孤児』とほとんど同じだ。生活保護ではなく、一世のような支援給付金にしてほしい」などです。特に九州の「中国帰国者の会」が二世問題の解決を求めて請願署名や地方自治体への申入れに取り組み、2014年、九州弁護士連合会は日本政府・国会に二世の人権回復を求める勧告を行いました。現在、「日本中国友好協会・九州地区中国帰国者二世連絡会」等は「二世の生活支援等を求める請願署名」に全国規模で取り組んでいます。

また二世には、一世のための支援・相談員として活躍したり、中国語で対応できる高齢者介護・福祉施設を開設して日本人を含む多くの高齢者を受け入れている人もたくさんいます。中国語や中国文化を生かして起業・就職したり、多文化的な地域活動を通して社会貢献している二世も多いです。

さらに二世達は、自らと縁をもつ日中双方の社会を比較・観察し、その長所と短所を冷静に評価して、よりよい社会のあり方を模索しています。「日中の自由な往来ができたらいいな。皆、同じ人間だ。中国人とか日本人とか、私にとってはどうでもいいことだ。そんな堅苦しい国籍や民族の壁は意味がない」、「私は人生の半分は中国、半分は日本で過ごしてきた。どちらにも思い出があり、友達や親戚がいる。私は人生の経験も血統も人間関係も、日中半々なのだ。そういうこともあって私の思考や姿勢には柔軟性があると思う。ほとんどのことは受け入れることができるし好奇心も持てる。こういうことは日本にとっても中国にとっても良いことではないか」。

■尊厳をもって生きていける社会の実現を

一世・二世を問わず、その苦難は帰国の遅れ、つまり人生の途中から日本社会に参入したことに根差していました。「途中参入者」の存在を想定しない「島国単位の公共性(教育・雇用・年金・福祉等)」の壁が、彼・彼女たちの苦難の根本的な原因だということです。それは単なる言葉や文化の壁ではありません。トータルな生活全体にわたる制度的・構造的な壁です。異文化適応や日本語教育だけで解消できる問題ではありません。このような「島国単位の公共性」、つまり国民は全て日本国内で生まれ、国内で義務教育をはじめとする教育を受け、国内の会社で定年退職まで正規雇用(終身雇用)で働き、その間に年金を納付し、老後生活に備える。それが「正常」なライフコースであり、何らかの事情で逸脱した人は生活保護で支え、「正常」なライフコースに復帰するよう行政が指導する。これは、その枠組みの中に生まれ育った人にとっては安定した生活の基盤かも知れません。ただし、途中からの参入者を受け入れないことが前提になっており、戦後日本に「単一民族神話」が形成された最大の基盤でもあります。このような社会の仕組みは1955～1970年代の高度経済成長時代に形作られましたが、高度経済成長が終わってすでに半世紀近くたちます。1970年代以降「中国残留日本人」の一世や二世が日本社会に途中参入し始めました。その後、「国際化」によって多くの外国人も日本に途中参入・定住し、日本の産業・社会で不可欠の役割を担っています。日本生まれの日本人の中でも、義務教育を含む学校教育を受けられなかった不登校、不安定な非正規雇用・ワーキングプア、年金で老後を支えられない人々、生活保護受給者が急速に増加しています。つまり日本社会は今、高度経済成長時代とは異なる新たな仕組み・新たなグランドデザインを必要としています。途中参入者としての「中国残留日本人」や二世が日本の地で人間らしく尊厳をもって生きていける社会の実現。それは、過去の歴史の清算や彼らだけの救済ではなく、未来の日本社会のグランドデザインの一里塚・試金石ともいえるでしょう。

2021 年度 三鷹市中国残留日本孤儿等地区生活援助事业项目 演讲会

透视中国残留孤儿二世的人生

—思考被援助法遗忘的中国归国者—

演讲者：浅野慎一先生

在2022年3月举办的演讲会上，我们特别邀请了当时任职神户大学研究生院教授（现任摄南大学特聘教授）、“援助中国残留日本孤儿 兵庫之会”的代表发起人 浅野慎一先生作为嘉宾发表演讲。以下为演讲简报。

■无正式数据统计的二世—其背景的多样化

“中国残留日本人”是指1945年日本战败时留在中国并于1972年日中邦交正常化为止无法归国的日本人。二世则是指父母任中一方为“中国残留日本人”、战后在中国出生的人们。他们多数是属于1972年以后陪伴一世（父母）回到日本永住的群体。

谁也不知道二世到底有多少人。原因是因为谁也没有掌握“中国残留日本人”一世的具体数据。虽然日本政府大概认定一世人数未满7000人，实际上有很多人在被认定为归国者之前就在中国去世，也有至今仍然没有得到认定的一世。日本政府不了解二世的具体人数，也没有进行过正式的统计调查。如果按照一位一世归国者平均有4个孩子来计算的话，那么二世至少就应该有2万8000人以上。

二世的一个重要特征就是极其多样化。年龄从30岁到70岁不等，学历、职历、国籍、日语和中文水平也各不相同。因此很难了解到二世整体的共通性问题。即使出现问题也容易被单纯地认为是“个体差异、个人责任”。由此，即便是对“中国残留日本人”问题比较熟悉的人也很容易因为偶尔遇到的一位二世便形成对“二世”的片面性看法。

因此要理解二世的问题必须从他们的多样化以及造成这种多样化背后的原因和背景进行正确的认识。今天，我的演讲中所谈及的问题的信息都是来自于对71名二世的问卷调查。

■回归日本永住① 对一世的归国限制

二世回到日本的年次、年龄极其多样化。这个问题的根源与本人无关是由于日本政府的归国限制政策造成的。

日本政府对一世的归国采取了严格的限制政策。1972年以日中邦交正常化为契机日本政府对留在中国的一世采取了不论本人的意愿如何单方面统一认定为中国国籍的政策。由此，紧紧关闭了一世归国的大门。此外，日本政府还要求一世在归国时必须具备日本亲属提供的身元保证。那么没有找到亲属的人或无法得到亲属提供身元保证的一世就无法实现归国。虽然这种限制归国的政策在受到国内外的严厉指责后得以逐渐缓和，但是由于这样的政策一直持续到1994~1995年，从而造成一世的归国大幅度延迟。有一位二世在调查中谈到：“父亲（残留孤儿）在1974年就已经和日本的亲属联系上了，但是因为亲属不愿意做身元保证人，之后又因为手续的波折，最终延迟到1995年，也就是说长达21年都无法归国。日本领事馆的职员以材料不足为理由拒绝办理手续，但是究竟缺哪些材料却不告诉我们”。“办理手续所需要的材料也是与日本的亲属边联系边准备的。当时国际电话费用高昂，1分钟需要支付68元人民币，那时候中国还处于月收110元的时代。仅办理手续就花费了大量的资金，这些全都是跟亲戚和朋友借来了”。

■回归日本永住② 对二世的归国限制

日本政府对二世采取了更加严格的归国限制。一世归国时，只允许国费偕同未婚的、未满20岁的二世。20岁以上、已婚的二世需要等一世回国，并在日本确保了身元保证人和渡航费用以后才让他们归国。大多数先行归国的一世在日本都只能获得极其薄弱的公共援助。由于生活贫困，他们自身根本无法成为身元保证人。即使拜托其他日本人作保人也不是一件容易的事情。这些问题造成二世、特别是年纪较大的二世出现归国延迟的现象比一世更严重。有一位二世告诉我们：“家里只有最小的弟弟是利用国费跟父亲（残留孤儿）一起归国的。我们都已经过了20岁，只能自费归国”。因为无法找到身元保证人，我们比父亲的归国时间晚了整整10年。后来找到一位日本人按照一人支付5万费用的方式为我们作保，我们一家6口人总共支付了30万日元给身元保证人，当然渡航费用也是跟人借的。这样我们才终于可以归国。我54岁归国以后，有2年时间在我的身元保证人所经营的工厂打工，30万日元是每月直接从我的工资中扣除的。为什么日本政府在归国时要将残留孤儿的孩子以国费和自费区分呢？”。

■二世归国的特征

二世的归国与所谓的新迁移到日本的其他外国人在各种意义上都有区别。

其一，二世归国是以高龄的一世归国为前提。这也是他们归国的最大动机。

其实有一部分二世并不愿意归国。比如一位还是中学生的二世告诉我们：“我不愿意和同学分开，所以并不想归国，但是父母根本没有和我商量就直接决定了”。另一位二世也说：“是否归国我曾经非常犹豫。到日本以后语言不通，估计也无法找到一个好工作。是否真的有必要放弃在中国的稳定生活，到日本从零开始呢？”。当时我丈夫还说“如果去日本就离婚！”。但是，后来由于已经归国的母亲（残留孤儿）在日本患病，夫妻经过多次协商后最终下决心归国的。”

其二，二世本身在归国时的年龄就从10岁到64岁不等，极其多样化。其中40岁以上的中高年人占40%，形成非常重要的部分。日本政府的归国限制政策导致归国时间的大幅度延迟，导致出现这种中高年人居多的现象。有一位二世说：

“我们归国者问题到底是因为什么原因产生的？造成残留孤儿和残留妇人延迟归国是日本政府的责任。我们归国时是以归国者这种特殊身份的签证回来的，既然以特殊资格接受了我们，日本政府就应该正视这个问题”。

其三，二世是放弃了在中国的所有生活基础，为了回日本安居带着家属归国的。因此在日本赚钱以后向出身国寄钱的可能性并不大。

这些二世归国的特征也给归国后在日本的生活带来一定程度的影响。

■归国后的实际生活情况① “年轻型归国者”

下面，我们来考察一下二世回到日本后的实际生活情况吧！这里也同样存在因归国的年次、归国时的年龄有很大的差距。

首先是“年轻型归国者”。他们从10岁到21岁不等，年纪比较轻是在1989年以前相对早期归国的。这样的群体占据二世整体未满20%，属于较少的比例。他们大多数都是“残留孤儿”的二世，与一世一起利用国费归国的，并且归国时还处于未婚状态。现在年纪大约30岁到50岁左右。在二世整体中“年轻型归国者”在日本的生活相对稳定。归国后立即可以接受短时间的日语教育。之后，15岁以下的二世都进入日本的学校上学，还有极少数的一部分进入大学和研究生院深造。他们的日语特别是会话方面没有什么问题，归国后马上取得日本国籍的人也比较多。不少人发挥懂中文的特长以及在日本获得的资格，从事贸易、翻译等专业性工作或事务性正式雇佣的工作。他们有日本朋友，也有发挥日语和中文的双语能力成为地区多元文化活动的领导人。

即便如此，这样的“年轻型归国者”跟在日本出生的同龄日本人相比仍然存在很多不利因素。他们在日本的学校遭受欺负，在学习日语方面也特别艰辛。由于归国时超过16岁就难以进入日本的高中，从而造成入学、升学面临困难。“年轻型归国者”中有40%的人都是中学毕业，与同龄的日本人相比差距极大。他们大多数都经历了单纯无技术性劳动、非正式雇佣，即使最终找到正式雇佣的公司就职也有很多人因为职场中的文化差异和差别待遇，或遭遇公司破产、解雇等而不得不再次转职于非正式雇佣、或失业。比如，我们也收到这样的信息。“我是降级2学年进入日本的小学的，但是

因为语言不通完全弄不懂上课的内容。小学、中学时因为是“中国人”受到欺负，被同年级学生打断门牙，遭到大家无视。我当时因为不懂日语又害怕又害羞不敢跟对方还手，只好忍耐装着什么事情都没有发生一样。想起在中国的时候有很多朋友心里也很郁闷。中学毕业后进入夜间高中，后来中途退学，之后多次改换工作。现在作为非正式雇佣的员工在厨房做辅助性工作，被要求干比日本人多很多的活儿，受欺负等也是家常便饭。低工资的生活非常困苦”。

“年轻型归国者”因为在日本生活的时间较长，在日本受欺负的经历也更多。反过来，他们与在中国居住的中国人之间也存在着文化上的差异。

他们在心理上有“自己到底是什么人？”的纠结。也经常听说由于难以找到合适的结婚对象而烦恼。比如“感觉与日本人之间存在距离，没有办法深交。但是与在中国居住的中国人之间也有距离感，像我这样的人是属于“进退两难”。我曾经跟两位日本女性交往过，可是一旦涉及谈婚论嫁时对方的父母似乎都有抵触情绪，最终两个人都离开了我，这件事对我的打击很大”等等。事实上与在中国居住的中国人相亲结婚的情况很多。

总而言之，虽然“年轻型归国者”与其他二世相比相对生活相对稳定，但是与同龄的日本人相比仍然有很多的不利之处，不得不面临严峻的生活局面。即使同时拥有日本和中国两方面的文化却无法完全发挥，因社会性、心理性的疏远而感觉烦恼。

■归国后的生活实际情况②“中高年龄型归国者”

下面，我们要谈谈“中高年龄型归国者”的问题。他们因为年龄超过22岁，一直到1990年都无法实现归国。这个群体在二世中占80%以上。他们中多数情况是一世先一步归国后，在日本找到日本人作为身元保证人后再自费归国的。归国时已经结婚所以是带着配偶和孩子一起回国，现在主要是处于50岁到70岁的年龄段。

“中高年龄型归国者”多数是自费归国，因此在日本无法获得政府提供的日语教育，归国后为了生存不得不马上就从事非正式雇佣的单纯无技术性劳动。他们的劳动条件非常恶劣，

工作中经常面临劳动灾害。“我在水泥厂工作因为使用的药物掉到眼里造成眼白出现白浊。丈夫也在同一个工厂工作已经失明。但是公司没有为我们提供任何补偿。我们不懂法律、日语也不通，只好自己支付治疗费到医院接受治疗”。“我在钢铁厂工作因为接触药品，几乎危及生命。却没有得到公司的任何补偿。即使现在仍然是只要闻到什么奇怪的味道全身就会出现过敏反应”等等。

也有很多人为了找到归国的身元保证人而在保人经营的工厂工作。他们的工作环境极其恶劣，事实上也根本就不拥有转职的自由。“归国后马上就在身元保证人所经营的工厂工作了。我持续一年时间每个月都向社长支付13万5000日元作为我们一家3口人的身元保证费。社长把自己的旧公寓租给我们，头金为20万日元，房租每月6万5000日元，我每月工作280个小时，工资为14万日元；丈夫工作300个小时月收19万日元。在职场日常性发生受伤、事故，因为不懂日语也不能去医院，只能忍耐”等等。

因为“年轻型归国者”获得政府援助可以较早利用国费归国，“中高年龄型归国者”对政府在政策方面的差别性待遇持有不满情绪。比如：“同样是二世，国费归国者可以获得日语教育和接受职业教育的援助，而我们这些自费归国的却没有任何援助，自费归国者都是高龄归国却在不懂日语的情况下不得不马上开始工作。如果让我们更年轻一点归国，在日本接受日语教育和职业训练，或许我可以拥有不同的人生。与父母（一世）一起国费归国的妹妹因为有机会上日语学校，现在有正式雇佣的工作，日语也比我好很多。日本政府为何在二世中制造出这样的差距，存在这样的差别待遇呢？”等等。

■归国后的实际生活情况③

“中高年龄型归国者”中的“中年型归国者”

“中高年龄型归国者”还可以划分为两个不同的世代进行区分。一种的“中年型归国者”，这个群体的年龄为22至39岁，主要是在1990年至1995年以前归国的。现在大约50岁至65岁，占据二世整体的40%。他们中间有一部分人从不熟练工劳动、非正式雇佣的工作转到技能工等正式雇佣、或从事个人经营等。这个二世群

体的日语是通过自学掌握的。即便如此大部分的人仍然只能辗转于不熟练工劳动的非正式雇佣的工作。他们与“年轻型归国者”相比收入较低更容易感受到“生活的艰辛”。有40%的人不能自由使用日常生活日语。

“中年型归国者”在职场中特别频繁遭遇露骨的差别待遇。比如：“在食堂每天都和其他日本人一样洗碗，却只针对我一个人发怒，并说：“好好洗干净，别偷懒，中国人！”我用不熟练的日语回答：“这不是我洗的碗。”结果反而遭到“住嘴！”等更多的辱骂。从此以后不论问我什么事情我都用“听不懂”来回答。结果大家给我一个外号叫做“听不懂的人”。在现在的蔬菜加工厂工作时也遇到日本人同事叫我“把冰箱里的蔬菜拿来！”我因为有别的工作没做到，结果这位同事大发雷霆，说到：“喂，中国人，要是不听话就滚回中国去！”还向我扔来蔬菜渣。我们不论到哪里都无法逃避欺负。在日本大家口口声声说什么人权、多元文化共存，这些其实都是挂在嘴上的漂亮话而已”等等。

此外，“中年型归国者”至今仍然处于恶劣的劳动环境，有时候即便是身体受到影响也必须继续工作，无法去医院治疗。“我在一个塑料成型加工厂做搬运工造成腰疼，手指也变形了。医生说：“必须辞掉现在的工作，继续下去将会出现无法挽回的影响”。去年，因为已经完全不能走路，动了手术以后才终于可以行走。但是不工作就无法维持生活，至今也仍然在持续工作。因为工作不能休息也没有去医院治疗”等等。

有一位“年轻型归国者”的二世在谈到他哥哥“中年型归国者”的严峻状况时说到：“哥哥在钢铁厂上班，工作非常艰辛，工资却每月只有10万日元。因为在日本的生活太艰辛而遭遇离婚。哥哥因此厌倦了日本的生活想回国申请了恢复中国国籍却没能得到许可。哥哥无论如何都想回国，结果在滞留中国时被强制遣送回来。之后，哥哥多次尝试自杀”。

“中年型归国者”中大部分人虽然归国后都获得日本国籍，但是也一直申请加入日本国籍却无法得到认可的人。比如：“虽然想加入日本国籍，但是不行。”被对方告知不懂日语就不能办理手续。并且办理归化手续需要各种书面材料，非常麻烦。不到中国的政府机

构去就没法弄齐材料，中国的政府机构办理手续需要很长的时间。我们不工作就没法生存，不能长时间去中国，也没有去中国的资金。在日本生活长达25年，长年交税却连选举权都没有，让人无法接受”等。

总而言之，“中年型归国者”与“年轻型归国者”相比，在心理上、文化上的纠结之前，所面临的是如何生存？现实生活的困苦和重体力劳动、担忧将来缺乏安全感等问题。由于到日本来以后交付的年金时间不长，即使退休以后夫妻俩加起来能拿到5到10万年金就算不错了。光靠年金是没法维持生活的，如此下去大多数的“中年型归国者”在退休后都只能依赖生活保护，别无他法。

■归国后的实际生活情况④

“中高年型归国者”中的“高龄型归国者”

还有一种类型就是“高龄型归国者”。这个群体的年龄在40岁以上，是1996年以后最晚归国的群体。他们现在已经是60、70岁的世代。这个群体以“残留妇女”为中心，占据二世整体的约半数。他们属于在日本就职最困难的一个群体。部分人没法就职，即使找到工作也只能局限于一些不熟练工劳动、非正式雇佣的工作。“高龄型归国者”已经是60、70岁的年龄层，因为退休、公司倒闭、被解雇和疾病等原因无法持续工作。此外，“高龄型归国者”还面临着更严峻的是由于支付年金的时间不够长的问题，夫妻两人的年金加起来也只有1到3万日元，或更少。他们基本上都只能申请生活保护。这里也存在各种问题。

一个问题是，即使已经60、70岁高龄也无法获得生活保护的援助，实际上他们中有不少人过着生活保护标准以下的生活。“虽然已经67岁，还不得不继续工作。曾经多次去申请生活保护，但是政府只是一味地让我们去“自立”。年金每月只能拿到1万日元，月收入6万根本没法过日子。妻子已经63岁还不得不继续工作。我回日本的时候已经接近50岁了，之后10多年间一直非常努力。但是，身元保证人和自立指导员却一直都叫我“赶快自立！”即便生病也一直持续工作直到身体出了问题。已经到了极限！这不是我个人的积极性的问题，我们这样高龄的二世即便努力工作老了以后也不能靠年金维持生活”。

第二个问题就是“高龄型归国者”即使获得生活保护，等待他们的也是夫妻两人每月10到14万日元的贫困生活。在支出和外出自由方面也受到限制。“每两个月市役所的职员就会说一次：“赶快自立，节约！”。生活指导员也一直说：“生活保护拿的是国民的税金，不自立是羞耻的事情！”，因为情绪消沉得了忧郁症。每天只能睡两个小时，也曾经考虑过自杀。如果能够找到工作，我当然想做。但是我自身已经高龄还需要照顾生病的母亲（残留孤儿），对我这样一个61岁抱病的人来说怎么才能找到工作？家里所谓的家具都是从垃圾场捡来的，你让我怎么才能更节约？”

“高龄型归国者”的配偶本来都是中国国籍，但是拿着生活保护回国也会受到限制。“我丈夫的弟弟得了重病虽然想去看，但是因为拿着生活保护没法回中国。曾经因为别的兄弟的葬礼回过一次中国，后来这段时间的生活保护费被扣除，感到很难过。即使跟市役所的人说：“我是去参加葬礼”。市役所的人却发怒说：“拿着生活保护的人是不能去海外旅行的”。在中国生活了几十年，有很多亲戚，去探病、法事、扫墓难道不是理所当然的事情吗？”等等。

由于“高龄型归国者”处于高龄身患疾病，基本上不懂日语，在看病、护理方面也存在着很大的困难。语言不通的情况下，陷入孤立老老相互护理的情况也在蔓延。“因为无法向医生说明病情，也听不懂医生的说明，看病的时候只好让女儿（三世）请假帮忙。但是女儿也必须为了生活去上班，没有时间。委托市役所提供翻译市役所却遭到拒绝，他们说：“不向自费归国者提供翻译”。“我们夫妻本身已经是高龄还有残疾，基本上没有出过团地。出去一旦迷路了语言不通没法问路，到时候回不了家”。“丈夫因为没有朋友精神上出了问题。比如说一个人在家里就会感觉到恐怖，每天都看着同样的连续剧，很异常。丈夫一年所说的话还抵不上在中国时的一天。自然精神上会出问题”。

总而言之，“高龄型归国者”与过去的一世的情况基本相同，或许所面临的情况比一世更加严峻。

■ “二世问题”所造成的困难

综上所述，“中国残留日本人”的二世虽然在归国年龄和年次上各不相同，但是都面临着在日本出身的日本人所没有遭遇的困境。这是由于1972年以后日本政府的归国限制以及归国后政府薄弱的自立援助政策所造成的结果。

这意味着三个问题。

第一是“中国残留日本人”一世、二世的苦难并非过去“战争受害”的残渣余孽。这是由于战后的国民主权、民主主权下日本政府的政策所带来的被害。战后的日本国民作为主权者有必要自觉地、深刻地意识到这个历史事实的重责。

第二 从战后受到日本政府的归国限制，薄弱的自立援助政策的受害者这个观点来看，一世和二世没有任何差异。二世所面临的困苦是由于一世的归国延迟，即在人生的中途进入日本社会所造成的。不但二世的归国限制比一世更严重，在自立援助方面也更加薄弱。从这样的角度来考虑，可以说二世、特别是“中高齡型归国者”的受害程度更严重。由于2001年一世通过追究日本政府的责任，要求国家赔偿诉讼等获得了新的援助政策。获得了1，与生活保护不同的援助支付金制度；2，日语学习、交流事业项目；3，设置援助、咨询员等，这些援助政策虽然还存在各种问题，也并不十分完善，但是至少一世的生活得到了明显的改善。但是这些新的援助政策却无法适用于二世。“二世问题”在未解决的情况下持续至今。

第三，二世的多样化是由于二世归国的年龄、年次导致的，也就是说受制于日本政府的有选择性、区别性归国限制政策。二世的多样化并非个人能力、努力或自身的责任，也并非偶然或运气的好坏。将二世进行各种区分导致二世问题点模糊，无法看清整体状况其实根源上来讲都是由于日本政府的归国限制以及归国后的自立援助政策的薄弱，以及不适用于自费归国者造成的。

■ 解决“二世问题”

即使在这样的状况下，二世也在积极开展各种各样的活动。首先，全国各地都集结了“归国者会”或“二世会”并逐渐开始向政府要求提供公共援助。“期待修改《中国残留日本人援助法》从而更加充实、完善对二世的援助政策。

据我所知在年金、雇佣和教育方面没有二世对现状是满意的，大家都面临困境。日本政府不能一味认为二世是属于自愿来日，而应该把二世问题作为“中国残留日本人”问题中的一部分来进行处理。“中国残留日本人”是因为日本政府的原因延迟归国，为此二世也不得不人到中年才到日本来受苦。不能单纯将二世视为贫困、懒惰之人而鄙视他们，希望能够从如何让他们在日本生存下去的角度来为他们考虑问题”。“对二世完全没有提供公共援助，为何不让他们享受跟一世一样的待遇呢？因为日本政府造成一世的归国大幅度延迟，从而使二世的归国也不得不延迟。因为这样我们无法享受日本的义务教育，加入年金的时间短暂导致老后无法依靠年金生活。这些都不是二世的责任，是日本政府的不负责任造成的。日本政府应该承担起责任解决二世问题。我是1946年出生的，不论是年龄还是人生经历都基本上和“中国残留孤儿”相同。不仅是提供生活保护，希望也能够提供跟一世相同的援助金。”等等。在此需要特别指出九州的“中国归国者会”积极开展活动通过情愿签名以及向地方自治体提交申请的方式要求解决二世问题。2014年九州律师联合会向日本政府和国会提交了要求恢复二世人权的劝告书。现在“日本中国友好协会九州地区中国归国者二世联络会”等都以全国性规模积极开展“要求提供二世生活援助等情愿签名运动”。

此外，二世中也有积极为一世提供援助、担任咨询员，或开设有中文服务的护理和福祉设施也积极接收包含日本人的养老院等设施。有的二世发挥中文和了解中国文化的能力自己开业、就职，也有很多二世通过多元文化的地区活动为社会做贡献。

此外，二世中也一部分人通过对日中社会的考察比较、冷静地评价各自的长处和问题，摸索如何建设更美好的社会。“如果日中能够自由往来就好了！同样是人，不论是中国人还是日本人对我来说都一样。拘泥于国籍和民族制造隔阂其实毫无意义！”

“我的人生一半在中国，一半在日本度过。两面都有人生回忆，也有朋友和亲人”。“我的人生经历、血统和人际关系也是日中各半。因为这样的原因使我的思维模式和对人态度更具有包容性。大多数的事情我都可以接受，并且

充满好奇心。对日中两国来说这不是一件好事情吗？”

■建设保持尊严生存的社会

不论是一世或二世，他们所受的苦难源自归国时间的延迟，也就是说他们不得不在人生的中途进入日本社会。“以岛国为单位的公共性（教育、雇佣、年金、社会福利等）设计都没有预想到这些“中途加入者”，这样的障碍才是他们苦难的根源。这些问题不仅仅是语言或文化的障碍，这是围绕生活整体的制度性、结构性的障碍。也不是仅仅依靠适应异文化或日语教育就可以解决的问题。这样的“以岛国为单位的公共性”也就是说以国民是在日本出生；在国内接受以义务教育为中心的教育；在国内工作直至退休为止都是正式雇佣（终身雇用）的企业内工作；大家都缴纳年金为老后的生活做准备。以这种所谓“正常”的人生轨道建立的制度，如果某人因为某种原因脱离了这样的轨道就用生活保护来提供支援，并为这样的人回归“正常”轨道提供行政方面的指导。这样的制度模式对在这种框架中出身长大的人来说或许是一种稳定的生活基准。但是这样的模式是以不接受“中途加入者”为前提的制度框架，也是战后日本形成“单一民族神话”的最大基础。这样的社会框架在1955～1970年的高度经济增长时期形成，但是高度经济增长已经终结了半个世纪。1970年以后“中国残留日本人”的一世和二世开始中途加入日本社会。之后，通过所谓“国际化”也带来很多外国人的中途加入，他们定居日本，在日本产业、社会发挥不可或缺的作用。反之，在日本出生的日本人也出现因拒绝上学、不稳定的非正式雇佣、穷忙族以及仅依靠年金无法支撑老后生活的人们，这些问题都带来领取生活保护的人数的急剧增加。总而言之，日本社会现今有必要设计一种与高度经济增长时期不同的新框架和新基础设计。努力建设一个让中途加入的“中国残留日本人”和二世都能够在日本的土地上拥有人的尊严的社会。这不仅仅是对过去历史的清算或对这些人的救济，可以说这应该是未来日本社会的基础设计的一个转折点和试金石。

(文責: minten (みんなてん) 編集委員会)
 翻訳 吉田慶子 (大東文化大学)

福山市で「中国残留邦人問題」シンポジウム開催 地元の会と交流

2022 年 12 月 10 日、広島県福山市で「日中国交正常化 50 年 全国水平社創立 100 年中国残留邦人の戦争～恒久平和の確立に向けて～」が行われた。主催は当中国帰国者の会と平和・人権・民主主義の教育の危機に立ち上がる会 (代表は石川多加子金沢大学教員) で、趣旨は以下。



「いま「満洲」のことを考え、知ろうとする人はそう多くないが、今年は、政党内閣は瓦解、軍部が台頭して「満洲」の全面的軍事支配が決定的となった(略)「満洲国」建国から 90 年であり、日中国交正常化から 50 年の年である。敗戦時置き去りにされ、戦争の被害と加害を如実に示している中国残留邦人となった人々の送還、敗戦時、そして敗戦後から現在の生活について知り考えることで新たな戦争を防ぎ、恒久平和を確立する一歩にしたい。」

当会からは、石井小夜子理事が「日本による『満洲』支配と残留邦人」と題して基調報告をし、大塚栄子事務局長と橋本美緒事務局次長が地元福山市中国帰国者の会とその支援者とともにシンポジウム「残留孤児、残留婦人の戦争」のシンポジストとして参加した。大塚事務局長は中国残留婦人二世として一世から聞いている残留経緯や来日後の体験などを話し、橋本事務局次長は二世の都



営住宅明渡要求時の支援など会の活動を報告した。

福山市では「知っていますか? 「中国帰国者問題」」というリーフレットを作成配布している(2021 年 1 月)。このリーフレットは 1998 年 3 月に発行されたもの

をリニューアルしたものであり、最近においてこのようなリーフレットを作成している自治体はめずらしい。福山市ホームページから『中国帰国者』で是非検索してください。

全国から集った「立ち上がる会」所属の教員や地元の教職員、前リーフレット作成を働きかけた市議そして地元の二世ら 60 名の参加があり、問題点の理解がすすみ盛会であった。

集会に参加した地元の教員から「翌日クラスで昨日学んだことを話した。いつもより真剣に聞いてくれていた。自分が学び伝えることが大事と感じた。」「社会科で教えるのに自分自身に知識が無く簡単に扱っていた。当事者の話を聞いて、来年はもう少し自信を持って授業展開を考えられると思う。」という感想が来た。

集団的自衛権のみならず、「敵基地攻撃能力保有」や軍事費の増大等が閣議決定され、平和憲法の形骸化が著しい今日、「中国残留邦人問題」は「過去の問題」ではなく、あらためて恒久平和主義、国際協調主義という平和憲法「日本国憲法」の大切さを、そしてそれらをどう実現するかという喫緊の課題を突きつけている。また、2021 年に廃案になった入管法改悪が再び上程されそう(本年 3 月 7 日上程された)、中国帰国者にとって現実問題として取り組む必要がある。これらの状況のなか、今後福山

の帰国者の会と交流を深めたいと大塚事務局
長が宣言した。そして、「二世にも支援法適用」

を含め、全国の帰国者関係とも問題を共有し、
一緒に運動をしていきたいと訴えた。

広島へ行ってきました。

実験台広島原爆公園でなく平和祈念!!公園

大塚栄子

22 年 12 月 10 日に広島県福山市で行われた
地元の帰国者の会などと交流、学習する集会
「日中国交正常化 50 年全国水平社創立 100 年
中国残留邦人の戦争～恒久平和の確立に向け
て～」に参加。私はその中のシンポジウム「残
留孤児、残留婦人の戦争」に「中国残留婦人二世」
のシンポジストとして報告しました。あらため
て「戦争」という問題と平和憲法である「日本
国憲法」を考えました。そういうなか翌 11 日
に、一緒に集会に参加した N P O 法人中国帰国
者の会のメンバーと広島に行って来ました。

広島平和記念公園に着くとまずは原爆ド
ームが目の前に。原爆の凄さを訴える建物です。
ここでボランティアさんが熱心に説明してく
れました。被爆二世のボランティアさんも少な
くないようです。1945 年 8 月 6 日、落とされた
原爆により沢山の人の人生が奪われ、今もな
お中国帰国者家族である私たちと同じように
苦しんでいる。広島平和記念資料館には沢山の
遺品が保管され、多くは常時展示されていま
す。これをみて、なんとも言えない悲しい気持
ちと怒りに溢れて言葉が出て来ませんでした。
この辛い遺品の展示と今の政府の動きを考え
るとますますそうなります。

広島平和記念公園にある原爆死没者慰霊碑
には「安らかに眠って下さい 過ちは繰返し
ませぬから」と書いてあります。この碑文は「す
べての人びとが 原爆犠牲者の冥福を祈り
戦争という過ちを再び繰り返さないことを誓
う言葉である 過去の悲しみに耐え 憎し
みを乗り越えて 全人類の共存と繁栄を願
い 真の世界平和の実現を祈念するヒロシマ
の心がここに刻まれている」と説明文にあり
ます。その碑の前で 8 月 6 日に行われる平
和記念式典に政府は毎年参列しているのです。

にもかかわらず、岸田内閣は、軍事費を
増やす、「敵基地攻撃能力」を保有すると言
って、アメリカ大統領とも合意したのです。
平和憲法

を強引に壊し戦前に戻そうとしている。「原
爆で亡くなった人」、「満洲」に送り込まれ
そこで死亡した人、そしてそこに置き去りに
された「中国残留邦人」……。政府にとつ
てこうした人々は一体何だったのですか。戦
前と同じように政府は私たち市民を守るこ
とはなく、追い詰めている。どのようにす
ればそれを止められるのか。今、私たち
は、祖先からいただいた平和を如何に次
世代に残していけるか、国家と戦わねば
ならない時代が来たと思っていますが、
これだけ次々と事態がすすむと正直なと
ころ無力感を感じます。だからこそ、皆
さんとこの思いを共有したい、力を合
わせ行動したいのです。形だけの「平和
記念」ではなく、「恒久平和を祈念して」。

帰宅後石井先生から借りた DVD 『ひ
ろしま』という 1953 年に作られた映画
を観ました。この原爆の被害の現実を伝
えている映画を観て、日本は実験台にさ
れたことがよくわかります。被爆した人
を診察はするが治療はしない。他方、こ
の広島でも戦後工場では砲弾を作ろうと
していた。こうしたことを知るためにも
観るべき映画です。「映像」は当時の核
の恐ろしさと二度とあのような悲惨なこ
とを繰り返したくない広島市民の声が聞
こえるような映画でした。原爆を落とさ
れた現場で、それでも「戦え」と呼びか
けている人間がいたのには怒りに溢れま
した。同時に「国家に洗脳された方だ
なあ」と悲しくも思いました。

二度とこのようにならないためには、
国に棄てられた「広島/長崎/残留邦人」
のこと、そして世界中の人民の「あの
日から今日、これから先も、忘れては
いけない、忘れさせないこと」のため
に、被爆者二世と共に当事者として世
の中に伝えて行かなければと深く思っ
ています。

故安倍晋三は「私がこの国の長」というような発言をしたり、「政府が決めたことはどんなに国民が反対しても聞かない。可決すれば国民が従ってくる」とか、「国民はすぐに忘れるから」と主権者である国民を愚弄・無視した対応をしました。このことは今の政府もやり続けて

います。国会での議論なしに政府だけで決めていく。憲法「改正」しなくても軍国主義・帝国主義になっている。そんな事態になっています。当事者だからそのように思うのでしょうか・・・？

国連自由権規約委員会へ勧告案を提出

NPO 法人中国帰国者の会では、国連自由権規約委員会の日本政府への勧告案を昨年 8 月に提出した。その内容は以下である。

- ・ 締約国が規約 14 条 7 項（再処罰の禁止）に沿って入管法 24 条 7 号（リ）に記されている、外国籍を持ち 1 年を超える懲役または禁錮が確定した者への退去強制を廃止することを委員会は勧告する。
- ・ 締約国が規約 12 条 4 項（自国に戻る権利）と 23 条 1 項（家族の保護）に沿って、中国残留邦人支援法を改正し、中国帰国者への新支援策の対象にすべての 2 世とその配偶者を含めるよう委員会は奨励する。

標題の国連自由権規約委員会による対日審議（審査）は 2022 年 10 月 13 日・14 日にジュネーブで開催された。大変残念ながら中国帰国者問題については取り上げられなかった。2021 年に策定されていた事前質問リスト（リスト・オブ・イシューズ）に中国帰国者問題が掲載されておらず、この事前質問リストに沿った形で審議が行われたため、新たに審議用に作成した当会の意見書は取り上げられなかったと思われる。ゆえにか、同年 11 月 4 日に提出された日本政府への総括所見（勧告）にも触れられていない。

ただし、自由権規約に関して中国帰国者についても問題があるのだという声を当会が上げたことは重要である。

国連のこの審議のためのサイトには当会の意見書が公開されており、すべての問題が審議に取り上げられなくても、今後の当会の立場を固めるため、市民としての自由権規約に関する検証能力の向上には役立っているという点では意見書を作成は重要な意味がある。社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会、子どもの権利委員会では当会の提供した情報を対日審議で使ってもらうことは成功してきているので、他のそうした委員会への意見書作成は今後も続ける。

なお、「個人通報制度」など国連の各人権条約体でさらに詳細に問題を検討し、個人の権利保障を確保し得る制度のための条約議定書の批准などを求める運動も必要である。また、通報手続きを行うのに批准を必要としない国連人権理事会の特別手続きと呼ばれるもののなかにも個人通報制度があるので、その利用も当会として検討すべきだろう。

みたか国際化円卓会議報告

みたか国際化円卓会議は 1999（平成 11）年に他の自治体に先駆けて設置され、現在第 12 期に入っています。中国帰国者の会も要請を受けて参加していましたが、委員が交代し第 12 期から新しい委員が参加しています。

今期の会議では 2 つのテーマについて意見交換を行ってきました。ひとつは以前から継続して検討している「多文化共生センター（仮称）」で、2 つ目は、三鷹市が制定を検討している「人権基本条例（仮称）」です。外国籍市民からの視点からの意見交換を期待されています。

今期第 12 期は、14 名の委員により 2021（令和 3）年 10 月よりスタートしました。今期のテーマ「多文化共生センター（仮称）」については 5 つのキーワード、「交流」「理解」「支援」「環境」「デジタル化」をもとに意見交換が行われてきました。

提言内容は具体的に検討され、「交流活動」では、趣味のサークルなどの少人数での活動とお祭りやパーティーなどの大人数での活動が提言され、フェスティバルやお祭り、運動会などの活動、少人数のミニ講演会やグループ活動、各国料理体験や三鷹国際交流協会（MISHOP）での様々な文化体験やグループ

活動や講座などが提案されました。

「理解」を進める取り組みとしては、大人向けの文化学習や講座等の提案が出てきました。それぞれの国の成り立ちやその国の歴史、そして戦争の歴史的背景を知ること大切なこととして認識され、環境問題も含め、文化的背景の違いを理解する機会にしたいとの意見が出されました。

「支援」を進める取り組みとして、日常生活を円滑に送れるように、ゴミ出しや日用品食料を買うときのルールや、サイズの表記等をサポートする人がいればいいことや、悩みを相談できる場所や外国人同士で困りごとを共有できる場があればいいなどの意見が出されました。また、災害時の情報の提供場所や拠点を紹介するなどの意見もありました。

もうひとつのテーマである三鷹市の人権基本条例（仮称）についても、外国籍市民が国籍、言語、肌の色などを理由とした不当な差別を受けないように、偏見や先入観を解消するために、市民や事業者の方々の理解が進むように周知啓発に努めるなど様々な提案がなされました。

次回からの会議で続けて検討されていく予定です。 以上



書評二題

『海を渡り、そしてまた 海を渡った』 帰国者三世代の女たちの心映え

河内美穂著

2022.7

現代書館刊

1980 円



興安嶺の山の中、倒れた女の子がまさにオオカミに襲われんとするところを、九死に一生、中国人に助けられたところからこの女三世代の物語は始まる。

子どものいない養親夫婦は日本人と思われた彼女を、薬草で治療し、春連(チュンリエン)と名付け、宝物のように慈しみ育んだ。チュンリエンはおそらく 8 歳ほどに見えたが、怪我が癒えた後、言葉も記憶もすべて失っていた。

ある日、チュンリエンは父親に連れられて訪れた市の帰途、突然貧しい身なりの子どもたちに「日本鬼子(リーベングイズ)」と憎しみをぶつけられる。その数日後、母からチュンリエンは拾ってきた日本人の子だと明かされる。

本書に登場する三人の女性は、残留孤児一世の王春連(ワンチュンリエン)、その娘の蒼紅梅(ツァンホンメイ)、そしてその娘の楊柳(ヤンリュウ)である。彼女たちがそれぞれの来し方と現在を語っていく。

チュンリエン一家は文化大革命の中、親たちが出自を問われてスパイと見做され捕らえられる。残された子どもたちは「日本鬼子」と仲間だった友たちに襲撃される。そして、「黒五類」という階層とされ、過酷な労働に追い立てられる。ホンメイは生ごみ処理係だった。その郷に医者 came。ホンメイは医者のお供を命じられ、その医者王瑋(ワンウェイ)から文字と

医学を教えられ、彼女は寸暇を惜しみ夢中になって勉強した。ワンウェイはホンメイを「はだしの医者(保健衛生員)」になれと申込までしてくれたのに、ワンウェイは忽然と消えてしまった。ホンメイは再び生ごみ処理の仕事に戻されてしまった。

ホンメイの親は彼女が医者になりたい思いを叶えるために日本行きに希望を託したが、学歴が全くないホンメイは、鍼灸学校にも入る資格に欠けていると言われた。

ヤンリュウは来日時 8 歳。呼び寄せ家族である彼女ら兄弟は日本語も十分に学ばず、いきなり長兄は中学校に、次兄とヤンリュウは小学生となった。彼女はひたすら日本の子どもになることを目指し、悪戦苦闘する。兄たちはもっと悲惨だった。毎日いじめられ、長兄はついにいじめられた際に相手がケガをしてしまい、学校から放り出された。が、昼は働き、夜は学校に通った。長じてヤンリュウは大学に通い、中国語を学ぼうちに口をついて中国語が出てきたと言う。彼女はすでに日本国籍を取得しているが、アイデンティティを模索しながら、中国に帰ってしまった父親に会いに行く。彼女の父親楊立軍(ヤンリージュン)は山の中での生活が自分には相応しいとホンメイと離れていく。

三世代のそれぞれの人生は、長い時間の集積だ。三人の時間を取り込みながら、出来事を俯瞰的に眺めるのは難しい。現在に続く事柄なので、思わず自分の時を確認してしまう。当事者の方々の声を私も少しだけだが聞き取りをしたが、歴史の激動の中でそれぞれの方は、どんな思いだったのか、他人に話すはずもない内なる声を聞かせてもらったような気がしている。今更だが、国に翻弄され続けた彼らのことを思い、国とは何か、私たちは何を目指せばいいのかと、途方に暮れながら考え続けたいと思っている。

(会員・橋本美緒)

千島寛写真集

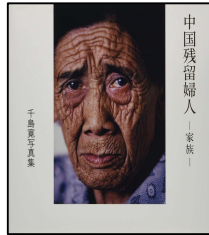
中国残留婦人—家族—

千島寛 著

2022.7

神奈川新聞社刊

2500 円



本写真集は、千島寛氏が 22 年間の長きにわたって交流されてきた 4 人の中国残留婦人の生きてこられた記録である。4 人の方は 2010 年までにすでに鬼籍に入られているが、残された膨大な写真を未発表のままにはできない。中国残留婦人とはどんな方々かを知ってほしいとの強い思いで出版されたという。

千島さんはボランティア活動の中で出会われた残留婦人の誘いを受けて中国へ赴いた。他の残留婦人の方々に会いたいとの思いからだ。その中で 4 人の残留婦人と交流を深め、そのご家族とも長く繋がり続けてきた。

小田今朝江さんは敗戦後の中国で、楊という男に連れ去られたが、そのことが結果的に日本の家族を助けることになったという。そして極寒の内蒙古の地で養女を育てたが、養女が出奔。残された 3 人の孫たちを我が子同様に育てた。帰国した小田さんは、郷里に戻り 3 人の孫を呼び寄せようと手を尽くしたが叶わず、孫たちとの再会を念じながら特別養護老人ホーム

で亡くなられた。

浦崎蓮さんは満鉄勤務の夫を追ってソ連国境近くに渡ったが、夫は召集された。敗戦後は仲間と逃げたが置いていかれ、張に売られ結婚し、1 男 3 女をもうけた。文革中は農村へ下放され子どもは「日本鬼子」と虐められた。89 年に帰国したが、病を得た夫に泣きつかれ中国に戻った。三女に介護され、子どもたちと過ごし、極寒の凍土に眠っている。

黒竜江省チチハル市在住だった林薫さんは、満鉄勤務の夫を追って朝鮮半島を北上。敗戦後に夫とはぐれ、二人の子を亡くしたことで精神を病み、病院で過ごした。回復後は生きるために中国人男性と結婚し、何度も流産の末、隣家の娘を育て、その家族と暮らした。95 年に単身永住帰国したが、あまりの淋しさに、中国でも年金受給ができることを知り、迷わず中国へ戻った。

本間武子さんが中国へ渡ったのは産後体調を崩した姉の世話のためだ。下関に機雷投下されたことで帰国を断念。敗戦後は看護婦として国民党軍に留用され、副官と結婚し 4 人娘に恵まれたが、娘たちは日本人の母と元国民党の父を持つことで高校に行けなかった。帰国すれば娘たちと離れてしまうと断念したのだった。

ご家族とともに写る姿は穏やかな顔つきだが、積年のご苦労が表情に刻み込まれている。写真はカラーだがなぜかモノクロのように感じる。彼女らの語らない思いが背景に映っているのだろうか。

(会員・橋本記)

お知らせ

座談会「中国残留邦人国家賠償請求訴訟」をふり返る
「お国の姿が知りたかった」
中国残留婦人からの国への問いかけ

「明天」35 号で告知した座談会「何が裁かれたのか・・・中国残留邦人国家賠償請求訴訟がもたらしたもの」が完成しました。本「明天」38 号と一緒に皆さまにお届けします。

既にお伝えしたとおり、この裁判記録は廃棄され、判決しか保存されていません。昨年は中国との国交が正常化して 50 年、「中国残留邦人問題」が注目されました。「中国残留孤児」に比べこれまであまり知られていなかった「中国残留婦人」のことも 9 月 24 日放映の



NHK「中国残留婦人たちの告白 ～二つの国家のはざままで～」で取り上げられました。NHKで「中国残留婦人」を取り上げたのは 1989 年 9 月 3 日放映の NHK スペシャル「忘れられた女たち 中国残留婦人の昭和」（90 年に書籍化）以来とのことです。

閣議決定のみで「敵基地攻撃能力の保有」「軍事費倍增」など安保 3 文書を改定。「専守防衛すら捨て戦争をしかけることもできる国」に。平和憲法をなし崩し「壊憲」まっしぐらの政治状況のいま、中国帰国者の会を作り上げた鈴木則子会長ら 3 名による「中国残留婦人国家賠償請求訴訟」とはいったいどのような裁判だったのか？「中国残留婦人」とは一体何だったのか、女にとって戦争とは、戦争被害は一代では終わらないなど、戦争とは何をもたらすのかなどなど考えるべきことがいっぱい詰まっています。是非、本冊子をお読みいただき、お知り合いにも「お読み下さい」とお伝えください。実費にておわけいたします。

●●会費納入のお願い●●

2019 年度より、年会費が 1,000 円になりました。今年度会費が未納の方は、会費の納入をお願いいたします。納入には、同封の振込用紙をお使いください。

●●请大家交纳会费●●

自从 2019 年度年会費变为 1,000 円。未缴纳本年度会费的会员们，请缴纳会费。请大家交纳会费。

交纳会费之际，请用附在信内的邮局存入单。

事務局から



2022 年度は日中国交正常化 50 年にあたる年です。また、当会中国帰国者の会創立から 40 年を数えます。そして本年は鈴木則子さんが亡くなられて 12 年が経ちます。ようやく明天をお届けできます。

最近著名人の訃報が続いていることによりかなり減入っています。亡くなられた方々が、社会的に困難を抱えた人々への深い眼差しを持ち、核や原発、戦争に対して警鐘を鳴らし続けたものを発表され、また活動もされて来ていました。

直接教えを乞うたことのある佐々木賢さんもご自身が満洲からの引揚者であり、当会でもお話をしていただいたことは私の記憶に新しい。残された私たちは何をしていけばいいのかを日々考え続けている毎日です。

(M. H)

■事務所

〒181-0013

東京都三鷹市下連雀 3-22-5YK ソナビル 301 中村洋事務所 TEL070-5588-7827

■会費

年会費：1,000円／1,000 日元 賛助会費：一口500円以上／一人 500 日元以上

■郵便振替番号／邮局入款帳号：00110-5-634205

加入者名：特定非営利活動法人中国帰国者の会

■発行／発行：NPO法人 中国帰国者の会



中国帰国者の会